

令和6年度 市立自転車等駐車場利用登録申請要項

令和6年度申請に係る留意事項について

申請先について

市立自転車等駐車場の維持管理・運営は、令和4年1月1日から指定管理者（^{つたい} 蔦井株式会社）により行われています。そのため、利用登録につきましては、指定管理者に申請してください。

6年度申請からの変更について

6年4月からの西口第2の運営開始に伴い、西第10・臨時西第2は令和6年3月で閉鎖します。

西口第1・西口第2・西第9・東第2から利用を希望する自転車等駐車場を選択し、申請してください。

7年度以降の利用登録方法の変更について

定期利用申請については、収容台数不足により、毎年度利用抽選を行っていましたが、都市計画自転車駐車場の整備により一定数の収容台数が確保されることから、7年度以降は、6年度の利用登録で決定した自転車等駐車場を期間更新により継続してお使いいただけるよう変更します。そのため、7年度以降の新規の利用希望者へは、余剰区画や解約等で発生する利用可能区画を順次案内し、年度ごとの抽選は行いません。

利用登録資格のある方について

※以下の①、②両方を満たす方が対象です。

- ① 通勤・通学等で常時東久留米駅を利用する方
② 東久留米駅から直線にして約700メートル以上の距離に自宅、通学先又は勤務先がある方
(詳しくは、利用登録が無効になる場合③を参照してください。)



一次募集について

※抽選のため先着順ではありません。



① 受付期間 及び 申請方法

WEB申請の場合 (WEB申請は期間中24時間受け付け可能です)

1. 受付期間 **令和6年1月5日(金) 9:15～令和6年1月22日(月) 16時45分**

2. 申請方法

メールにより決定通知書等の連絡をいたしますので、【tsutai.jp】からのメールが受信できるよう設定をお願いします。

(減免等を希望する場合は、後日学生証等の写し、減免申請書をご提出いただきます)

☆WEB申請はこちら

※利用決定後、利用証を受け取るため西口第1自転車駐車場へお越しください。

お越しできない方は決定通知の控えと返信用封筒(84円切手貼付)を郵送してください。



郵送の場合

1. 受付期間 **令和6年1月5日(金)～令和6年1月22日(月) (必着)**

2. 申請方法

申請先: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-7-4 Aster茅場町3階 蔦井株式会社

提出書類: 申請書、学生証等の写し(該当者のみ)、減免申請書(該当者のみ)、
決定通知及び利用証送付用の返信用封筒(84円切手貼付・宛先記入のこと)

持ち込みの場合

1. 受付期間 **令和6年1月5日(金)～令和6年1月22日(月) 平日8:30～16:45の受付**

2. 申請方法 **※今回の受付から申請先を変更しています。**

申請先: **西口第1自転車駐車場 管理事務所** (市役所での受付は行いません)

※自転車等でお越しの場合は、一時利用をご利用ください。(2時間無料)

提出書類: 申請書、学生証等の写し(該当者のみ)、減免申請書(該当者のみ)、

決定通知及び利用証送付用の返信用封筒(84円切手貼付・宛先記入のこと)

※申請書は必ず記入してお持ちください。

② 抽 選

日時: **令和6年2月1日(木) 午前9:00～** 会場: 市役所5階501会議室
収容台数を超える応募があった場合、応募者立ち会い出来る状況の中、抽選により決定します。
(当日、会場においでにならなくても差し支えありません)

③ 決定通知等の発送

令和6年2月20日(火) 発送予定

※決定通知発送までは、抽選結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

④ 手続き方法

及び
利用料支払い方法

当選した自転車等駐車場により、下記の通り手続き及び支払いをお願いします。

西口第1・第2

期 間: **令和6年3月19日(火)～令和6年3月31日(日)**

場 所: 西口第1自転車駐車場 管理事務所 **平日8:30～16:45 (カード発行)**

手続き内容: 管理事務所にて定期カードを発行します。

発行後、当選した自転車等駐車場の定期更新機でお支払いください。(24時間可能)
(支払い方法は現金、交通系IC、クレジットが利用可能です)

東第2・西第9

期 間: **決定通知書到着後～令和6年3月8日(金)**

場 所: 西口第1自転車駐車場 管理事務所 **平日8:30～16:45の受付**

手続き内容: 管理事務所にて利用料をお支払いください。自転車等に貼付する利用証をお渡しします。
(振込による手続きも可能です。詳しくは決定通知書をご確認ください。)

※利用登録の解除・・・決定通知書到着後、引越、転勤等のやむを得ない理由で利用されない場合は、令和6年3月8日(金)までにご連絡ください。ご連絡がない場合、自転車等駐車場をご使用されなくても利用料が発生しますので、ご注意ください。

**【利用に関する
お問い合わせ先】**
^{つたい}
蔦井株式会社
サポートセンター
TEL0120-924-396
(24時間年中無休)



二次募集について

※抽選のため先着順ではありません。



(一次募集で落選された方で「二次募集を希望する(キャンセル待ちを含む)」に☑をされた方は申請の必要はありません。)

① 受付期間 及び 申請方法

WEB申請の場合 (WEB申請は期間中24時間受け付け可能です)

1. 受付期間 令和6年3月1日(金) 9:15～令和6年3月8日(金) 16時45分

2. 申請方法

メールにより決定通知書等の連絡をいたしますので、【tsutai.jp】からのメールが受信できるよう設定をお願いします。

(減免等を希望する場合は、後日学生証等の写し、減免申請書をご提出いただきます)

※利用決定後、利用証を受け取るため西口第1自転車駐車場へお越しください。

お越しできない方は決定通知の控えと返信用封筒(84円切手貼付)を郵送してください。



☆WEB申請はこちら

郵送の場合

1. 受付期間 令和6年3月1日(金)～令和6年3月8日(金) (必着)

2. 申請方法

申請先: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-7-4 Aster茅場町3階 薦井株式会社

提出書類: 申請書、学生証等の写し(該当者のみ)、減免申請書(該当者のみ)、
決定通知及び利用証送付用の返信用封筒(84円切手貼付・宛先記入のこと)

持ち込みの場合

1. 受付期間 令和6年3月1日(金)～令和6年3月8日(金) 平日8:30～16:45の受付

2. 申請方法 ※今回の受付から申請先を変更しています。

申請先: 西口第1自転車駐車場 管理事務所 (市役所での受付は行いません)

※自転車等でお越しの場合は、一時利用をご利用ください。(2時間無料)

提出書類: 申請書、学生証等の写し(該当者のみ)、減免申請書(該当者のみ)、
決定通知及び利用証送付用の返信用封筒(84円切手貼付・宛先記入のこと)

※申請書は必ず記入してお持ちください。

② 抽 選

日時: 令和6年3月12日(火) 午前9:00～ 会場: 市役所5階501会議室

収容台数を超える応募があった場合、応募者立ち合い出来る状況の中、抽選により決定します。
(当日、会場においていなくても差し支えありません。)

③ 決定通知等の発送 令和6年3月14日(木) 発送予定

※決定通知発送までは、抽選結果に関するお問い合わせには一切お答えできません。

④ 手続き方法 及び 利用料支払い方法

当選した自転車等駐車場により、下記の通り手続き及び支払いをお願いします。

西口第1・第2

期 間 : 令和6年3月19日(火)～令和6年3月31日(日)

場 所 : 西口第1自転車駐車場 管理事務所 平日8:30～16:45 (カード発行)

手続き内容 : 管理事務所にて定期カードを発行します。

発行後、当選した自転車等駐車場の定期更新機でお支払いください。(24時間可能)

(支払い方法は現金、交通系IC、クレジットが利用可能です)

東第2・西第9

期 間 : 決定通知書到着後～令和6年3月31日(日)

場 所 : 西口第1自転車駐車場 管理事務所 平日8:30～16:45の受付

手続き内容 : 管理事務所にて利用料をお支払いください。自転車等に貼付する利用証をお渡しします。

※振込による手続きも可能です。詳しくは決定通知書をご確認ください。

※ キャンセル待ち

希望の駐車場の空きが出るまでキャンセル待ちを受付します。(令和6年3月15日(金)以降受付)
区画が利用可能となり次第、順次案内します。キャンセル待ちは1カ所のみ申請できます。

令和6年度の定員予定数及び令和5年度における第1希望の利用登録申請状況

区分	R6年度定員予定数		R5年度定員数		R5年度申請件数	
	自転車	原付	自転車	原付	自転車	原付
東第2(1階)	332台	74台	332台	74台	343台	60台
東第2(2階)	370台	—	370台	—	13台	—
西第9(屋内)	256台	—	256台	—	317台	—
西第9(平置き)	25台	—	25台	—	39台	—
西第9(屋外)	178台	—	178台	—	197台	—
西口第1(地下)	—	41台	70台	41台	162台	42台
西口第1(1階)	70台	—	70台	—	324台	—
西口第1(2階)	323台	—	323台	—	153台	—
西口第1(3階)	252台	—	252台	—	59台	—
西口第2(地下)	—	39台	—	—	—	—
西口第2(1階)	139台	—	—	—	—	—
西口第2(2階)	241台	—	—	—	—	—
西口第2(3階)	106台	—	—	—	—	—

※各駐車場の前年度の「第1希望」の申請状況です(最終決定台数ではありません) 第2・第3希望のご参考にしてください。

◆利用期間・利用料など

① 利用期間

令和6年4月1日（月）～（最長1年間、以降更新手続きにより継続利用可能）

※利用期間以降の継続利用については、更新手続きが必要です。

更新手続きは有効期限月の16日～月末までの間に、右表の定期更新手続き場所にて手続きを行ってください。（自動更新ではありません）

定期更新手続き場所	
・西口第1 ・西口第2	各駐車場内の 定期更新機
・東第2 ・西第9	西口第1 管理事務所

② 利用料 下表は4月1日より1年間利用する場合の料金です。年度途中からの登録は日割りとなります。

区分 車種	階数	一般（屋根なし）	一般（屋根付）	学生（屋根なし）	学生（屋根付）
自 転 車	1階	24,400	28,800	14,640	17,280
	2階	21,960	25,920	13,170	15,550
	3階	-	23,040	-	13,820
原動機付自転車	地下・1階	30,200	36,000	18,120	21,600

※西口第1・第2の学生2階、3階分割払いの方は機械の都合上、振込又は西口第1管理事務所にて現金でのお支払いとなります。

③ 利用車種 自動二輪車は登録できません。原動機付自転車とは排気量は125cc以下です。

④ 納付方法 1年間分の利用料を一括払い又は分割払いで納付してください。

（注 意）

年度途中で利用中止する場合は、必ず解除のご連絡をお願いします。

ご連絡がない場合、利用されなくても、利用料が発生しますのでご注意ください。

⑤ 解 除 引越、転勤、通勤方法変更等の理由で解除された場合、解除日の翌日以降の利用料を還付します。

⑥ 変 更 登録後に他の駐車場への変更はできません。一度解除して、新たに手続きをしてください。駐車場内での駐車場所の変更も同様です。また他者への権利譲渡（家族間での権利譲渡も含む）もできません。

☆利用登録が無効になる場合

① 一人で複数の申請（一台で複数の申請）をした場合及び自転車と原動機付自転車の両方を申請した場合。

② 記入内容等に不備がある場合（よくお読みになってから申請してください）

③ 東久留米駅から直線にして約700メートル以内の距離に自宅、通学先又は勤務先がある方（下記該当地域）

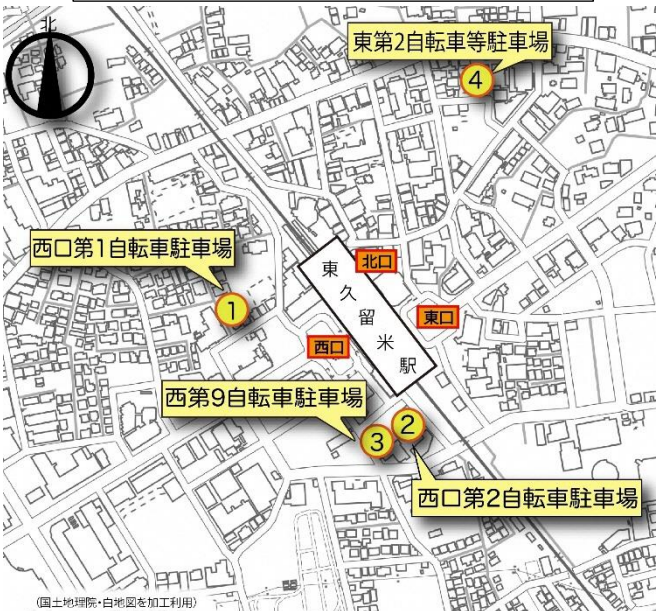
★金山町1丁目7番 ★水川台1丁目1～12・18～26番 ★大門町1丁目全域 ★大門町2丁目5～8番

★東本町全域 ★新井町1丁目全域 ★新井町2丁目1～4番・6番 ★本町1丁目～3丁目全域

★本町4丁目1～10・15・16・18～20番 ★学園町1丁目1番（1-1-9は除く） ★南沢1丁目1～5番★浅間町1丁目1・5・6番

★浅間町2丁目1番 ★小山1丁目1～13番 ★小山2丁目1・10番

東久留米市立自転車等駐車場位置図



駐車場名	階数	利用種別	利用区分
①西口第1 自転車駐車場	地下	自転車	一時
	1階		一時・定期
	2階		定期
	3階	原付	定期
②西口第2 自転車駐車場	地下	自転車	一時・定期
	1階		一時
	2階		定期
	3階	原付	一時・定期
③西第9 自転車駐車場	-	自転車	一時・定期
④東第2 自転車等駐車場	1階	自転車	定期
	2階		
	1階	原付	

注意事項

◆自転車等駐車場利用上の注意事項◆

①市は自転車等の管理をしているのではなく駐車を提供しているものです。盗難や損傷を受けても責任を負いませんので、ご承知のうえお申し込みください。同時に、ご利用の際は必ず防犯登録をして下さい。（防犯登録は、平成6年より、自転車の所有者に法律で義務付けられています。）また、カギは二重にかけていただく等の自己管理をお願いします。

②登録者の方の自転車であっても、登録番号以外の場所に駐車している又は登録番号の表示がない場合は、違法駐車として撤去します。

＜登録後の代車利用について＞

パンク及び故障等により登録車以外の自転車及び原付を利用される場合は、登録者と同一車種（自転車⇒自転車、原付⇒原付）の代車のみご利用いただけます。代車をご利用の際は、蕨井株式会社サポートセンターにご連絡ください。（申請書は蕨井株式会社ホームページ及び各駐車場のBOXから取得できます。）

③近隣住民の方の迷惑になるような携帯電話による話し声やエンジン音等の騒音行為はしないでください。

④東第2自転車等駐車場及び西第9自転車駐車場は、土地を借用して運営しています。そのため、都合により駐車場の利用に関する制限や変更、契約解除が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

東第2自転車等駐車場(2階建て)

・利用可能車種：自転車（1階・2階）・原付（1階のみ・排気量125cc以下）

①1階と2階とで利用料が異なります。希望の階数を指定して申請してください。

②構造上雨が当たらない場所もありますが、本施設は屋根付ではありません。

③三輪自転車は1階のみ登録が可能です。

④土地を借用し運営しているため、都合により駐車場の利用に関する制限や変更、契約解除が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

西第9自転車駐車場(屋内または屋外:上下二段の駐輪ラック式)

・利用可能車種：自転車のみ

①屋内・屋外があります。屋内と屋外では、利用料が異なりますので、ご注意ください。

②上下二段の駐輪ラック式ですので、混雑具合によっては移動（上下）していることがあります。

③下記の自転車は、登録できません※自転車を変更する場合は、利用可能車種の自転車のみとなります。

●電動アシスト付自転車 ●チャイルドシート付自転車 ●タイヤ幅29mm以下または56mm以上の特別な自転車

●タイヤサイズ21インチ以下の自転車 ●三輪自転車 ※利用可能車種以外の自転車が駐車されていた場合、自転車の変更または登録を取り消します。

④土地を借用し運営しているため、都合により駐車場の利用に関する制限や変更、契約解除が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

西第9自転車駐車場(屋内:平置き)

・利用可能車種：下記の自転車のみ ※自転車を変更する場合は、利用可能車種の自転車のみとなります。

（電動アシスト付自転車・チャイルドシート付自転車・タイヤ幅29mm以下または56mm以上の自転車・タイヤサイズ21インチ以下の自転車・三輪自転車）

①土地を借用し運営しているため、都合により駐車場の利用に関する制限や変更、契約解除が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

西口第1・西口第2自転車駐車場

・利用可能車種：自転車・原付（地下のみ・排気量125cc以下）

①利用する階数により利用料が異なります。希望の階数を指定して申請してください。

②上層階に上がる時はベルトコンベアを使用してください。

③白色の枠線の中で、譲り合って駐車してください。

④西口第1管理事務所の管理人在中時間は午前6時30分～午後8時00（年末年始を除く）です。（西口第2は無人管理）

⑤屋根付等の特殊な形状の原付・自転車は利用できません。

⑥有効期限月の16日～月末までの間で定期更新機にてお客様ご自身で更新してください。

⑦利用者には入退場使用する定期カードを発行します。紛失した場合は、再発行手数料として、¥1,100（税込）が発生します。

⑧定期解約後、使用しなくなった定期カードは西口第1管理事務所へ必ずご返却ください。

⑨建物の構造上の特徴により、地上階高と1階部分の高さに上下差があります。あらかじめご了承ください。（表・写真参照）

⑩西口第1・第2の学生2階、3階分割払いの方は機械の都合上、振込又は西口第1管理事務所にて現金でのお支払いとなります。

高低差参考表（1階）

駐車場	階数	地上高
西口第1	1階	+約1.2m
西口第2	1階	+約2.0m

西口第1参考写真（1階）



☆原付(西口第1・西口第2・東第2)をご申請される方は必ず下記をお読みください☆

原付の駐車については、区画枠（白線）を引いて駐車の位置を定めております。隣同士の迷惑にならないよう白線内に必ず駐車されますようお願いいたします。また、サイドスタンドで駐車される方については、原付は、重量がありサイドスタンド駐車は不安定で長時間駐車する駐車場では、危険と考えられます。また、駐車の際、車体が傾き他の利用者にご迷惑が掛かる等問題がありますので、利用決定後、サイドスタンドのみの車種の場合、センタースタンドに変更をお願いする場合がございます。

申請に関してのお問い合わせ先 蕨井株式会社サポートセンター TEL0120-924-396（24時間年中無休）